

世田谷区立学校における台風の接近・通過等に伴うガイドライン

(区立幼・小・中学校(園)あて)

教 育 指 導 課

1 ガイドライン作成の趣旨

世田谷区立幼稚園・小・中学校における台風の接近・通過や大雪における幼児・児童・生徒の安全を確保するため、登下校等の扱いについて、世田谷区として統一の基準を示すことを目的とする。

学校教育法施行規則第63条により、臨時休業等の決定権は校長にあることから、各園・学校の校(園)長においては、本ガイドラインに基づき、各学校の実態等にあわせて、安全対策を決定する。

決定した安全対策は、台風の接近・通過等が予想される前日までに、幼児・児童・生徒及び保護者に周知するとともに、各校内において共通認識を図り、確実に実施されるよう徹底すること。

なお、本ガイドラインを毎年度当初に全保護者あてに教育委員会から通知する。

2 世田谷区としての基準(以下「ガイドライン」)

世田谷区(23区西部)に「暴風警報」「暴風雪警報」を含む)が気象庁より発令された場合、各園・学校は、以下の基準に基づき、安全対策を講じるものとする。

(1) 登校(登園)前に発令された場合

- ① 午前7時までに解除された場合・・・平常授業とする。
- ② 午前7時までに解除されない場合・・・臨時休業日とする。

(ア) ①の場合、上記の対応を原則とするが、校長は、大雨、洪水、大雪(*)など、暴風警報以外の警報の発令状況や、各学校の実態、通学路の状況等を踏まえ、幼児・児童・生徒の安全を確保し、繰り下げ登校や臨時休業等の安全対策をとることができる。なお、その安全対策について、各園・学校から緊急連絡メールやホームページ等によって各家庭への周知を図る。

* 区では、大雪(気象庁予報で積雪が30cm以上50cm未満)が想定される場合には、危機管理室により「(仮称)応急対策本部」が組織され、区立学校を含めた区内施設の対応を検討することになっている。その場合は、校長会と連携し対応を協議する。

(イ) 気象庁の情報により、翌日午前7時に暴風警報等が出ている可能性が高い場合には、前日のうちに臨時休業となる予定であることを知らせるケースもある。なお、進路がそれ、翌日午前7時に発令されていなかった場合には、平常授業となることを付記しておく。これらの決定については、校長会と連携して前日の正午を目途に各学校へ連絡する。

(2) 登校(登園)後に発令された場合

「暴風警報」が発令された時刻や、その他の警報等の情報を勘案して、区としての安

全対策を決定し、各学校に周知する。

① 幼稚園については、区の安全対策に基づき、「降園時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、保護者の引き取りにより、降園させる。

② 小・中学校については、区の安全対策に基づき、「下校時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、教職員等が付き添って、集団下校させる。

(3) 移動教室等宿泊行事や部活動が予定されている場合

移動教室等宿泊行事を予定している場合には、学務課・教育指導課と協議するとともに、現地の状況を踏まえた上で集合、出発時間、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じる。

また、学校が臨時休業とした場合は、部活動も中止とする。

3 台風等接近時における事前の安全対策及び事後の安全点検

(1) 校内施設設備の点検 (例)

大雨、強風、大雪による被害が起きないように点検し、必要に応じた対策を行う。

事案	・浸水等による漏電被害・重要書類の浸水被害・窓ガラスの破損による精密機械の破損等
対策	・屋上やベランダ排水溝の清掃を行う ・ドア、窓ガラス等の施錠を確認する ・雨漏りが予想される場合ブルーシート等で事前に対策をしておく

(2) 運動場 (屋外) の遊具等の点検 (例)

強風等の影響により、遊具や樹木等の転倒や飛散等の被害が起きないように点検し、必要に応じた対策を行う。

事案	・バスケットボールゴール及びサッカーゴール等の転倒による被害 ・資材、備品等の飛散による地域への被害 特に屋外にある机、椅子、環境整備用機具等
対策	・転倒するような備品は倒して、しっかり固定しておく ・サッカーゴール等のネットは外しておく ・防球用ネットは、下げておく

4 他の機関との情報連携及び対応連携

(1) 学び舎内の情報連携及び対応連携

学び舎内の小 (幼)・中学校との情報連携を必ず行う。特に兄弟姉妹が他園・他校にいる場合は、対応についても連携を図ることも考慮する。

(2) 新BOP等との情報連携及び対応連携

新BOPや学童クラブ等の関係機関と十分に情報連携をし、状況に応じて対応についても連携を図る。

平成26年4月作成

平成27年4月改訂